

令和 8 年 度

国の施策及び予算に関する提案

令和 7 年 7 月

指 定 都 市

## 目 次

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 提案事項                               | 1  |
| ＜財政・大都市制度関係＞                       | 1  |
| 1 地方交付税の必要額の確保                     | 2  |
| 【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】                 |    |
| 2 物価高への対応に要する財政措置等                 | 3  |
| 【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・経済産業省】           |    |
| 3 多様な大都市制度の早期実現                    | 4  |
| 【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】                 |    |
| ＜個別行政分野関係＞                         | 5  |
| 4 こども・子育て支援の充実                     | 6  |
| 【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・こども家庭庁・文部科学省】    |    |
| 5 インフラ施設の老朽化対策及び防災・減災対策による国土強靱化の推進 | 7  |
| 【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・国土交通省・環境省】       |    |
| 6 持続可能な学校体制づくり                     | 8  |
| 【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・文部科学省】           |    |
| 7 脱炭素社会の実現                         | 9  |
| 【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・経済産業省・環境省】       |    |
| 8 義務教育施設等の整備促進                     | 10 |
| 【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・文部科学省】           |    |
| 9 基幹業務システムの統一・標準化の課題の解決            | 11 |
| 【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・デジタル庁】           |    |
| 10 下水道事業における国土強靱化のための財源の確保         | 12 |
| 【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・国土交通省】           |    |
| 11 地域公共交通の確保維持改善に係る財政措置の拡大         | 13 |
| 【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・国土交通省】           |    |

## 国の施策及び予算に関する提案

指定都市では、社会経済情勢の変化に伴う社会保障制度、生活環境や都市機能の充実・向上のための財政需要が増加していますが、現状において税制・財政上の措置は十分ではありません。加えて、地方法人税導入により都市税源の更なる確保が厳しい状況となっています。また、徹底した行財政改革に取り組んでいますが、過去の経済対策に呼応した社会資本整備などに係る借入金の償還が大きな負担となっています。さらに、全国的に多発する大規模災害からの復旧や復興、防災・減災対策や国土強靱化の取組のほか、物価高への対応などに多額の経費が見込まれ、財政運営は極めて難しい状況に置かれています。

このような状況の中でも引き続き、圏域における中枢都市として、日本を牽引するエンジンとなり、日本経済の持続的な成長に向けて、先駆的かつ先導的役割を果たすことが不可欠です。その動きをより推進するためには、事務・権限・税財源の移譲を進めることはもとより、「特別市」の法制化等による、地域の実情に応じた多様な大都市制度の早期実現など、真の地方分権改革を実現することが必要です。

また、物価高への対応に加え、こども・子育て政策の強化、社会資本の強靱化・長寿命化、持続可能な学校体制づくり、脱炭素社会の実現、自治体DXの推進等の緊急かつ重要な施策を積極的に推進していく必要があります。

そこで、令和8年度国家予算編成に当たり、特に重要な事項を以下のとおり提案します。

政府並びに関係機関においては、この趣旨を踏まえ、適切な措置を講ずるよう強く要請します。

令和7年7月

### 指定都市市長会

|        |       |
|--------|-------|
| 札幌市長   | 秋元克広  |
| 仙台市長   | 郡和子   |
| さいたま市長 | 清水勇人  |
| 千葉市長   | 神谷俊一  |
| 川崎市長   | 福田紀彦  |
| 横浜市長   | 山中竹春  |
| 相模原市長  | 本村賢太郎 |
| 新潟市長   | 中原八一  |
| 静岡市長   | 難波喬司  |
| 浜松市長   | 中野祐介  |
| 名古屋市長  | 広沢一郎  |
| 京都市長   | 松井孝治  |
| 大阪市長   | 横山英幸  |
| 堺市長    | 永藤英機  |
| 神戸市長   | 久元喜造  |
| 岡山市長   | 大森雅夫  |
| 広島市長   | 松井一実  |
| 北九州市長  | 武内和久  |
| 福岡市長   | 高島宗一郎 |
| 熊本市長   | 大西一史  |

### 指定都市議会議長会

|           |       |
|-----------|-------|
| 札幌市議会議長   | 長内直也  |
| 仙台市議会議長   | 橋本啓一  |
| さいたま市議会議長 | 伊藤仕   |
| 千葉市議会議長   | 松坂吉則  |
| 川崎市議会議長   | 原典之   |
| 横浜市議会議長   | 渋谷健   |
| 相模原市議会議長  | 大槻和弘  |
| 新潟市議会議長   | 小野清一郎 |
| 静岡市議会議長   | 山根田鶴子 |
| 浜松市議会議長   | 高林修   |
| 名古屋市議会議長  | 西川学   |
| 京都市議会議長   | 下村あきら |
| 大阪市議会議長   | 杉村幸太郎 |
| 堺市議会議長    | 西田浩延  |
| 神戸市議会議長   | 菅野吉記  |
| 岡山市議会議長   | 田口裕士  |
| 広島市議会議長   | 八條範彦  |
| 北九州市議会議長  | 中村義雄  |
| 福岡市議会議長   | 平畑雅博  |
| 熊本市議会議長   | 大石浩文  |



## **[提案事項説明]**

**<財政・大都市制度関係>**

## 1 地方交付税の必要額の確保

大都市特有の財政需要に加えて、防災・減災、国土強靱化のほか、こども・子育て政策の強化、人件費の増加、物価や賃金の上昇の影響を受けるものなど様々な財政需要を抱えていることから、今後も臨時財政対策債に頼ることなく、法定率の引上げなどにより、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスの提供に必要な地方交付税総額を確保すること。

### 【要請の背景】

地方交付税は地方の固有財源であり、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスを提供するための財源保障機能と税源偏在の調整機能をもつ。

指定都市は、人口の集中・産業集積に伴う都市的課題から生ずる都市インフラの整備など、大都市特有の財政需要に加えて、激甚化・頻発化する自然災害への対応やインフラ老朽化対策等の防災・減災、国土強靱化に係る取組のほか、こども・子育て政策の強化、団塊の世代が後期高齢者となることに伴う医療・介護の体制整備、地域社会のデジタル化、脱炭素社会の実現に向けた取組等に係る様々な財政需要を抱えているものの、財政措置は十分ではない。

また、令和7年度地方財政計画において、自治体施設の光熱費の高騰や、ごみ収集、学校給食等の行政サービス、施設管理の委託料の増加への対応として1,000億円、令和7年度の地方公務員の給与改定の備えとして2,000億円が一般行政経費（単独）に計上されたが、物価高の状況によっては、様々な行政経費の更なる増大が懸念されるところである。さらに、人件費については、教職調整額の見直しを含め、引き続き対応が求められることが想定される。

なお、臨時財政対策債については、これまで指定都市へ相対的に多く配分されてきており、市債残高削減の支障となっている。令和7年度において、平成13年度の制度開始以来、初めて新規発行額がゼロとなったものの、制度の廃止には至っていない。

### 【地方交付税等の状況】

|        | 平成15年度<br>決定額 | 令和6年度<br>決定額                                    | 増減額                          | 増減率              |
|--------|---------------|-------------------------------------------------|------------------------------|------------------|
| 全国総額   | 18兆 693 億円    | 19兆8,597億円<br>〈19兆 4,458 億円〉<br>【4,544億円(2.2%)】 | 1兆7,904億円<br>〈1兆 3,765 億円〉   | 9.9%<br>〈7.6%〉   |
| 市町村分   | 8兆 908 億円     | 9兆8,267億円<br>〈9兆 6,487 億円〉<br>【2,145 億円(2.1%)】  | 1兆 7,359 億円<br>〈1兆 5,579 億円〉 | 21.5%<br>〈19.3%〉 |
| 指定都市総額 | 9,433 億円      | 1兆 1,000 億円<br>〈1兆 592 億円〉<br>【1,025 億円(8.5%)】  | 1,567億円<br>〈1,159 億円〉        | 16.6%<br>〈12.3%〉 |

注1 指定都市総額には、平成16年度以降に指定都市となった相模原市・新潟市・静岡市・浜松市・堺市・岡山市・熊本市も含む。

2 地方交付税（全国総額・指定都市総額）のうち、令和6年度決定額には震災復興に係る特別交付税を含まない。

3 〈〉内は臨時財政対策債償還基金費を除いた場合の金額等

4 【】内は臨時財政対策債の発行可能額及び財源不足額（地方交付税との合計額）に占める割合

## 2 物価高への対応に要する財政措置等

長期化する物価高により厳しい状況にある市民生活・地域経済への対応として、エネルギー価格上昇への対策なども含め、国の責任において万全を期すとともに、国庫補助負担金の算定基礎において時機を逃さず適切に物価上昇分を反映すること。

また、地方向け交付金を措置する場合は、財政力にかかわらず必要額を措置すること。

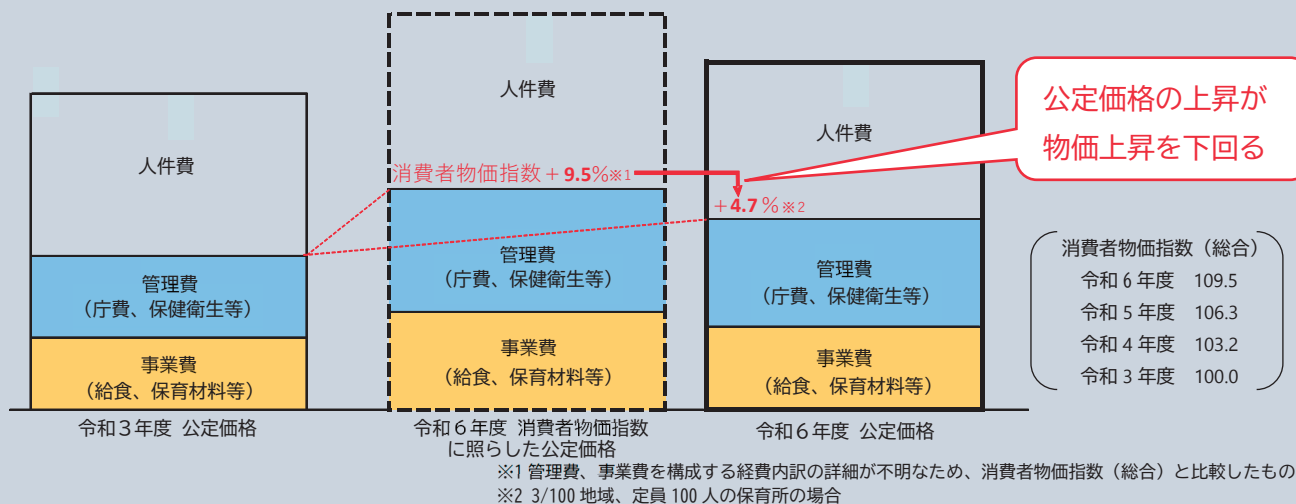
### 【要請の背景】

国際的な原材料価格の上昇や円安の影響などから、日常生活に密接なエネルギー・食料品価格等の上昇が続き、全国における令和6年度の消費者物価指数（総合指数の平均/令和2年基準）は109.5で、令和3年度に比べ9.5%上昇しており、実質賃金が安定的にプラス水準に到達したとはいえない中、市民生活・地域経済への深刻な影響が長期化している。

こうした状況の中、保育所運営費をはじめ、物価高の影響を受ける国庫補助負担金の算定基礎において、物価の上昇分が十分に反映されていないものと考えられ、これまでは、地方向け交付金を活用し、この保育所運営や給食費の増嵩分に対する支援など、地域の実情に応じて対応してきた。

今後も物価高の影響が継続することが懸念されるため、国の責任において、電気・ガス料金等エネルギー価格の上昇などの対策も含め、万全を期すとともに、国庫補助負担金の算定基礎において時機を逃さず適切に物価上昇分を反映させるほか、地方向け交付金の措置を行う場合は、財政力によって調整を行わず必要額を措置することが求められる。

### ■ 国庫補助負担金の算定基礎に物価上昇分の反映が不足していると考えられる例：保育所運営費



### ■ 重点支援地方交付金(推奨事業メニュー分)の状況

| 区分    | 全国             | 市町村 A        | 指定都市 B  | 割合 B/A |
|-------|----------------|--------------|---------|--------|
| 交付限度額 | 2兆4,000億円      | 1兆800億円      | 1,811億円 | 17%    |
| 人口    | 1億2,614万6,099人 | 2,779万9,054人 |         | 22%    |
| 事業所数  | 639万8,912事業所   | 148万4,617事業所 |         | 23%    |

#### 【推奨事業メニュー】

医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援、消費下支え等を通じた生活者支援などの8項目

人口・事業所数の全国シェアに対し、指定都市は交付金の全国シェアが低い

注1 交付限度額は、令和4年9月20日、令和5年3月29日、令和5年11月29日及び令和6年12月17日通知分の合計額である。

2 人口は令和2年国勢調査による数値である。

3 事業所数は令和元年経済センサス基礎調査による民間事業所数である。

### 3 多様な大都市制度の早期実現

国家戦略として多極分散型社会の実現を目指し、次期地方制度調査会に特別市の法制化を含めた大都市制度の調査審議を諮問し、国・道府県・大都市の役割分担を含めた地方自治制度のあり方について議論を進め、地域の実情に応じた多様な大都市制度を早期に実現すること。

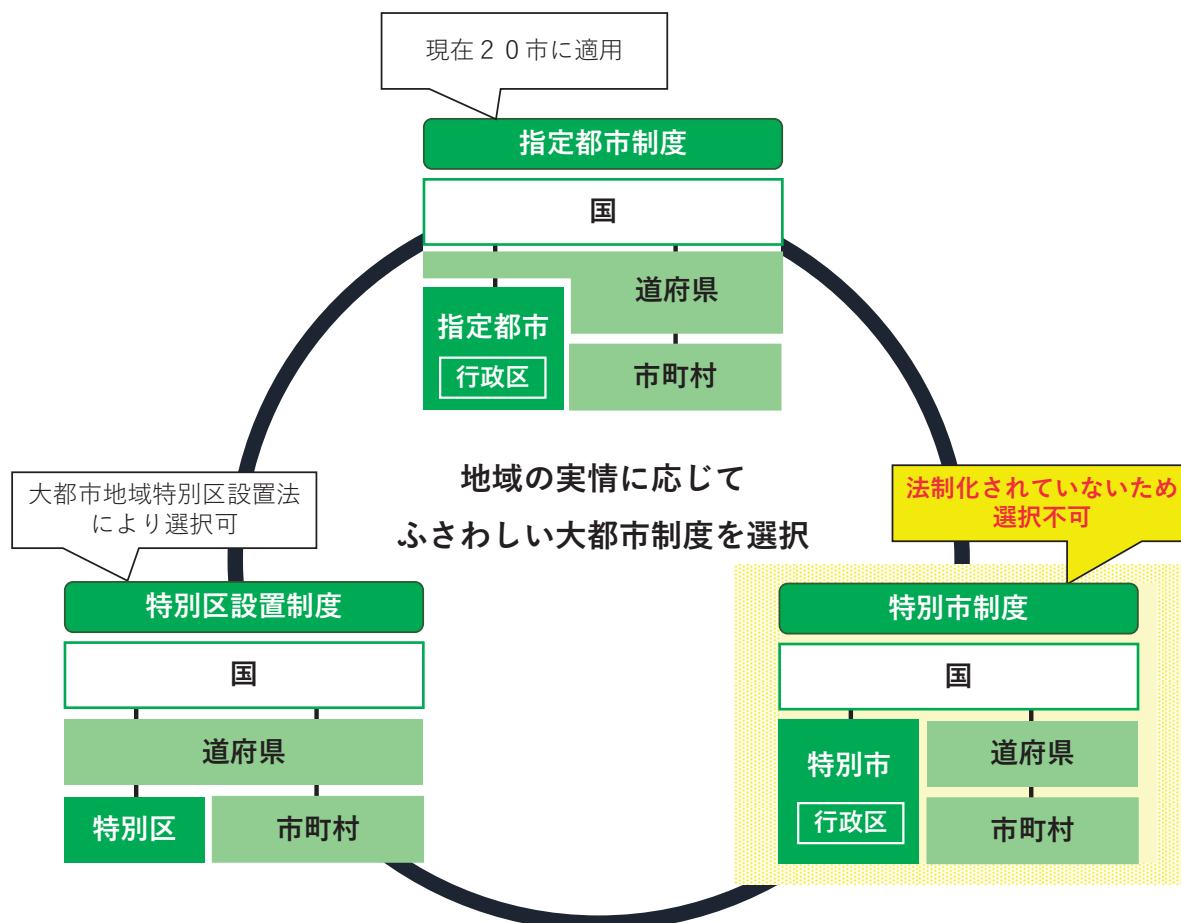
#### 【要請の背景】

急速に人口減少等が進む時代の危機を乗り越え、我が国がさらなる成長を実現するためには、大都市が持つ豊富な地域資源を最大限に活用し、地域や圏域の状況に応じ、大都市が中心となって圏域全体の活性化を促す必要がある。

また、今後も地方自治体が行政サービスを安定的に提供し続けるためには、これまでの発想を転換し、長年にわたる画一的な都道府県と市町村による二層制からの脱却等、効率的かつ効果的な地方行政体制を確立しなければならない。

指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や広域自治体との関係性、地域や圏域で果たす役割等、それぞれが異なる特性を有している。各指定都市がその役割を最大限に果たすためには、道府県からの事務・権限・税財源の移譲を積極的に進めることはもとより、地域の実情に応じた大都市制度を選択できるよう、指定都市制度、特別区設置制度以外の新たな大都市制度である特別市を早期に法制化することが必要である。

については、国家戦略として多極分散型社会の実現を目指し、総務省に設置された「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」における特別市をはじめとする大都市制度等の議論を次期地方制度調査会の調査審議に繋げ、特別市の法制化に向けた議論を加速させることにより、多様な大都市制度を早期に実現すべきである。





## **[提案事項説明]**

**<個別行政分野関係>**

#### 4 こども・子育て支援の充実

- (1) 「こども未来戦略」に掲げる施策の継続に当たっては、地方自治体に新たな財政負担や人的負担がないよう、国において恒久的な財源を確保すること。
- (2) こども医療費等に係る助成、保育所等の利用者負担額の軽減策等の地方自治体独自施策について、国による統一的な制度の創設や支援の拡充等に取り組むこと。また、保育所等の職員の処遇改善や人材確保のための財政措置を図るほか、地域区分の適切な設定を含めた公定価格の引上げ、施設整備補助に係る事業費の確保や補助率の嵩上げ、医療的ケア児等の受入促進及び対応に係る財政措置の更なる拡充等を図るとともに、放課後児童支援員の処遇改善、放課後子供教室と放課後児童クラブの連携、一体的運営の推進に係る財政措置の拡充等を図ること。
- (3) 乳児等通園支援事業の給付化に当たっては、事業者の採算性確保に必要な財政措置や保育人材の確保策を講ずるとともに、各地方自治体の実情に沿った柔軟な運用が可能な制度とすること。

#### 【要請の背景】

- (1) 「こども未来戦略」の加速化プランに掲げられた各施策を持続的・安定的に推進するためには、指定都市の意見を十分に踏まえ、国において恒久的な財源を確保すべきである。
- (2) 地方自治体が独自に実施しているこども医療費やひとり親家庭医療費等への助成について、国は地方自治体と議論した上で、統一的な制度を創設すべきであるほか、保育所・幼稚園等の利用者負担額の軽減や多子世帯の負担軽減について、国が統一的に拡充や再構築を行う必要がある。また、安定的に保育人材が確保できるよう、処遇改善等加算の更なる拡充や、人材確保策に対する財政措置を図る必要がある。さらに、幼児期の教育・保育、子育て支援の充実を図るため、公定価格については、物価高騰の影響の反映や地域区分の適切な設定による引上げを図るほか、施設老朽化に伴う改築などに対する補助事業費の確保や補助率の嵩上げ、医療的ケア児や配慮を要するこどもの受入促進及び対応に係る財政措置の拡充等を行う必要がある。放課後児童クラブ等においても、支援員確保のための処遇改善等に係る財政措置や施設整備補助の補助率の嵩上げを図るほか、放課後子供教室と放課後児童クラブの連携、一体的運営の推進には、人材及び活動場所の確保とともに、安定的・継続的な実施に必要な財政措置を講ずるべきである。
- (3) 令和8年度からの乳児等通園支援事業の給付化に当たり、持続的かつ需要に対応可能な事業とすべく、事業者の採算性確保のための財政措置を講ずるとともに、保育人材が今まで以上に必要となることから、その確保策については、国が主体となって更なる対策を講ずる必要がある。また、利用時間の上限設定などの具体的な実施内容については、各地方自治体の実情に沿った柔軟な運用が可能な制度とすべきである。

こどもを取り巻く様々な課題・問題を解消するため、国による財政措置・制度の充実等が必要

#### 目指す姿

こどもと子育て家庭にやさしい社会の構築

#### 国への要望

- ・ 保育人材の確保対策のほか、こども・子育て支援新制度の充実
- ・ 放課後等のこどもの居場所の確保対策
- ・ 子育て家庭の負担軽減などのための統一的な制度の創設や拡充

#### 課題・問題

- ・ 増加する共働き家庭への支援
- ・ 配慮を必要とする児童の増加
- ・ 子育ての負担が大きい
- ・ 保育士等の不足
- ・ 放課後児童支援員の不足

ほか

## 5 インフラ施設の老朽化対策及び防災・減災対策による国土強靱化の推進

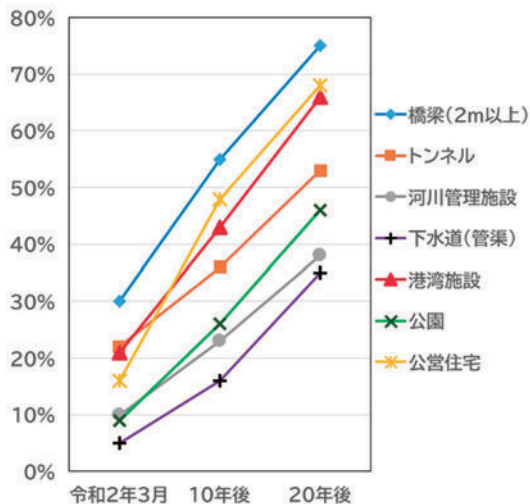
- (1) インフラ施設の予防保全型の維持管理のため、点検及び修繕や改築・更新等に重点的な支援を講ずること。
- (2) 気候変動の影響により激甚化・頻発化する気象災害や切迫する大規模地震への防災・減災対策に重点的な支援を講ずること。

### 【要請の背景】

- (1) 道路、河川、上下水道等のインフラ施設の多くは老朽化が進行しており、特に人口や産業が集積する指定都市では、適切な維持管理や更新を行わなければ、国民生活や社会経済活動に重大な影響を与えることが懸念され、事故を未然に防止する観点から、予防保全型の維持管理への早期転換を目指し取り組まなくてはならない。建設資材価格や人件費の上昇により事業費が増大する中、インフラ施設を健全に保全するには、新技術などによるコスト低減手法の開発・導入支援や、新たな事業手法の導入に関する継続的な情報提供、令和8年度までの時限措置となっている「公共施設等適正管理推進事業債」の事業期間の延長、予防保全型の点検・修繕や改築・更新への重点的な支援、さらに令和8年度末が期限となっている低濃度PCBの処理について、その期限延長と処理のための財源措置を行う必要がある。
- (2) 近年、気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や大規模地震により、全国各地で甚大な被害が発生している。特に指定都市では、自然災害が発生すると多くの市民の生命・財産が脅かされるとともに、その影響は社会全体にまで及ぶことから、河川整備や貯留機能確保等の流域治水対策やインフラ施設の耐震化、緊急輸送道路等における土砂災害対策や無電柱化等の防災・減災対策に取り組んでいる。こうした取組を引き続き推進していくためには、令和7年度までの時限措置となっている「緊急自然災害防止対策事業債」や「緊急防災・減災事業債」の事業期間の延長及び防災・減災対策のための財源措置を行う必要がある。

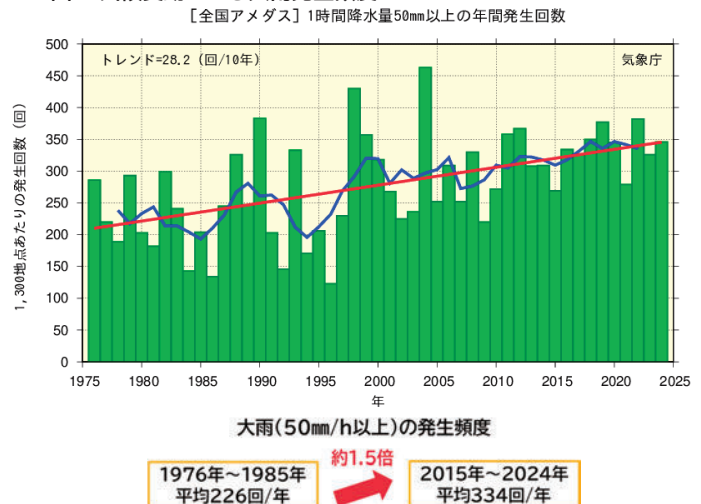
(1)、(2) の取組をより確実に推進するため、法定計画として策定された「国土強靱化実施中期計画」に基づき、国土強靱化の推進に必要な財源の継続的・安定的な確保や技術的支援等、重点的に支援する必要がある。

図1:インフラ施設の建設後50年以上の割合



出典：国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）[令和3年6月18日]

図2:気候変動による大雨発生頻度



出典：気象庁資料より作成

## 6 持続可能な学校体制づくり

- (1) 教職員の働き方改革に資する一層の財政措置を講ずること。
- (2) 教職員定数及び加配措置の更なる充実を図ること。
- (3) スクールカウンセラー（ＳＣ）やスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）などの専門職を教職員定数として算定し、国庫負担金の対象とすること。

### 【要請の背景】

- (1) 中央教育審議会が令和6年8月に答申した『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」において、学校における働き方改革の更なる加速化や教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実などの方策が必要であると示され、令和7年度から教職調整額や管理職の本給の段階的な引上げ、学級担任への義務教育等教員特別手当の加算等の実施及び令和8年度に向けて「新たな職」の創設に係る方向性の提示がなされたところである。

しかしながら、教師不足の解消にはこれらの処遇改善を着実に進めるとともに、引き続き実態に即した制度改正を行うことや、学校・教師が担う業務の適正化を推進し、教師が教師でなければできないことに集中できるようにすることが重要である。また、部活動指導員や教員業務支援員、スクールロイヤー等について、配置拡大や補助基準額の引上げなど、教職員の負担軽減・働き方改革の推進に係る取組を各地方自治体が確実に進められるよう、一層の財政措置を講ずるべきである。

- (2) 教職員定数の更なる改善策として、小学校における教科担任制について、恒常的に実施できる体制となるよう、対象教科の拡大や第3学年への拡充を行うべきである。また、特別支援学校や特別支援学級については、よりきめ細かな教育を推進していけるよう、学級編制の標準を見直すべきである。さらに、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた教育の拡充のため、新たに理学療法士や医療的ケア看護職員など専門職にかかる定数措置、養護教諭や学校事務職員の全校複数配置、いじめや不登校対応に係る加配定数の拡充などを講ずるべきである。

- (3) 不登校児童生徒の支援やいじめへの対応等をより丁寧に行う上では、常勤のＳＣやＳＳＷなどの専門職は不可欠であるため、教職員定数として算定し国庫負担金の対象として位置付けるべきである。

### 財政措置の拡充

- ・教職調整額の引上げ等の「教師の処遇改善」の着実な実施
- ・部活動指導員や教員業務支援員等の配置拡大や補助基準額の引上げ

### 教職員定数の充実

- ・小学校の教科担任制の更なる充実
- ・特別支援学校や特別支援学級の学級編制の標準の見直し
- ・専門人材（理学療法士や医療的ケア看護職員等）の配置拡充

### 国庫負担金の対象拡大

- ・不登校やいじめ等の課題に対応するため、ＳＣやＳＳＷを国庫負担金の対象に

## 持続可能な学校体制づくり



## 7 脱炭素社会の実現

国主導で組織横断的に省庁や所管業務の枠を越えて、脱炭素社会の実現に向けた取組を講じ地方自治体や企業等の取組を推進するため、地球温暖化対策を主目的とする事業以外であっても地球温暖化対策に資する場合は、国が交付する補助金等の補助率の引上げ等のインセンティブを付与するなど、財政支援を拡充するとともに、脱炭素化推進事業債等について、現行の時限措置を延長すること。

### 【要請の背景】

2021年4月、国はカーボンニュートラルと整合的で野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと、さらに、50%の高みに向け挑戦し続けることを表明した。

また、2025年に改定された地球温暖化対策計画において、2035年度、2040年度に、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指すことが設定され、2026年度以降2030年度までの5年間が関係府省で連携して必要な施策の実行に取り組む実行集中期間として新たに位置付けられたところである。

国民の約2割が居住し、産業が集積する指定都市は、地域の脱炭素化をけん引し、より一層の再生可能エネルギーや水素など、CO<sub>2</sub>フリーエネルギーの導入拡大や徹底した省エネルギーの推進等のほか、気候変動影響への適応策に関する取組を組織横断的に展開することが求められている。国においては、補助金等の財政支援について、地球温暖化対策に資する事業への補助率の引上げ等のインセンティブの付与や、令和7年度までの時限措置となっている補助金及び脱炭素化推進事業債等の事業期間の延長などにより、各種所管業務の枠を越えた、地方自治体や企業等の地球温暖化対策を強力に後押しすべきである。

2050年までの  
脱炭素社会の実現をめざす

「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正（令和6年6月）  
「地域脱炭素ロードマップ」の策定（令和3年6月）  
「地球温暖化対策計画」の改定（令和7年2月）

### 脱炭素社会の実現に向けて必要な取組



#### ～組織横断的に実施～

- 再生可能エネルギー及び水素等CO<sub>2</sub>フリーエネルギーの導入拡大
- 徹底した省エネルギーの推進
- 気候変動影響への適応策に関する取組



### 国に求める支援

#### ○地球温暖化対策に資する取組に対し、インセンティブを付与するなど財政支援を拡充する

あらゆる分野で、地球温暖化対策を主目的としない事業も対象とする

- デジタル技術 ●ライフスタイル ●消費 ●インフラ ●観光 ●商工業 ●交通 ●まちづくり
- 住宅 ●建築物 ●学校 ●農林水産業 など

#### ○令和7年度までの時限措置となっている財政支援の延長

- 脱炭素化推進事業債 ●戸建ZEH化等補助金 ●地域レジリエンス・脱炭素化補助金 など

CO<sub>2</sub>  
ゼロ!

## 脱炭素社会の実現

## 8 義務教育施設等の整備促進

- (1) 学校施設の老朽化対策や防災・減災機能の強化、脱炭素化の推進など、安全で良好な教育環境を確保し、計画的な学校施設整備推進のために必要な事業量に見合う財政措置を講ずるとともに、事業採択時期の早期化を図り、学校施設環境改善交付金については、年度当初に多数の事業未採択が生じないよう、事業年度の当初予算で十分な財源を確保のうえ、交付決定すること。
- (2) 老朽化対策としての長寿命化改修、バリアフリー化の推進、照明のLED化、学校施設のZEB化、学校規模の適正化等への対応が可能となるよう、補助要件の緩和や高校への補助拡充、補助単価の引上げなど、制度の充実を図ること。
- (3) 体育館を含めた学校施設に対し、空調設備整備事業の実施のために必要な財源を確保するとともに、リースを活用した整備に対する補助の創設や、対象工事費上限額の引上げ、緊急防災・減災事業債の延長など、制度の充実を図ること。

### 【要請の背景】

- (1) 安全で良好な教育環境を確保するための学校施設整備推進に必要な事業量に見合う財政措置を講じ、事業採択時期の早期化を図るとともに、学校施設環境改善交付金事業について、事業の円滑な執行のため、年度当初に多数の事業未採択が生じないよう、事業年度の当初予算で十分な財源を確保のうえ、交付決定すべきである。  
また、本省繰越予算で交付する場合は、次年度への繰越し等に柔軟に対応すべきである。
- (2) 老朽化対策としての改築事業や長寿命化改修事業、バリアフリー化、照明のLED化、学校施設のZEB化、学校規模の適正化等で設備更新等の老朽化対策の単体工事を補助対象とする等の補助要件の緩和や屋外教育環境施設整備の補助時限撤廃、補助単価及び補助率の更なる引上げ等の制度の充実及び高校への補助の拡充を図るべきである。
- (3) 空調設備整備事業について、教育環境の改善や防災機能強化対策の中長期目標達成に向け、必要財源を継続的に確保し、地域の実情等に応じた柔軟で加速化した対応が可能となるよう、リースを活用した整備に対する補助を創設する等、拡充を図るべきである。また、体育館への空調設置は、断熱工事も必要であり、多額の費用を要することから、地方自治体の財政負担をできるだけ軽減すべきである。

#### 地方自治体が抱える義務教育施設整備に関する諸課題

##### ●学校施設の老朽化対策

児童生徒数の急増期に建築された建物の改築・改修の時期が一斉に到来し、改築や長寿命化のための整備需要が激増

##### ●教育環境の質的な改善

トイレ環境の改善や空調の設置、施設のバリアフリー化など、現代の社会的要請に応じた多様なニーズへの対応

※避難所機能の強化にも寄与

##### ●学校施設の防災機能の強化

天井等の非構造部材の耐震化、非常用電源の確保など、避難所として重要な機能を果たす学校施設の防災機能強化

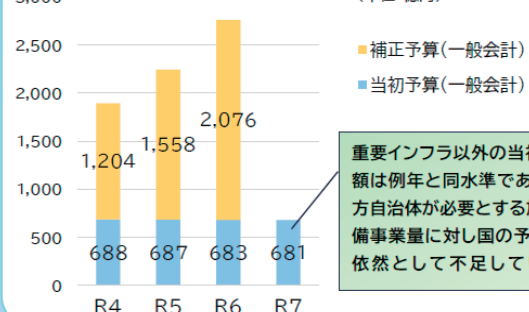
##### ●地方自治体の負担

設備更新などの老朽化対策が補助対象となっていないことや、補助単価と実際の整備に要する経費に乖離があることによる、地方自治体の負担

#### 文部科学省の公立学校施設整備費予算額の推移

※文部科学省配布資料より

(単位:億円)



重要インフラ以外の当初予算額は例年と同水準であり、地方自治体が必要とする施設整備事業量に対し国の予算は、依然として不足している。

※令和6年度補正予算額は空調設備整備臨時特例交付金(779億円)を含む。

### 安心安全な教育環境確保のため不可欠

- ・継続的な財源の確保
- ・対象工事費上限額の引上げ
- ・更なる制度の充実
- ・時限的な措置の撤廃



災害時にも利用可能な学校体育館の空調整備



## 9 基幹業務システムの統一・標準化の課題の解決

- (1) システム標準化の意義に立ち返り、地方自治体の人的・財政的負担の軽減や新たなサービスの迅速な展開に資するものとなるよう、国が改めて主導的な役割を果たすこと。
- (2) 特定移行支援システムを含む全てのシステムの移行完了までの経費及び標準化に伴い一体的に対応が必要となる事業に係る経費全額を国費により措置すること。また、ガバメントクラウド利用料等の運用経費についても、現行のサーバ等の運用経費を上回ることはないよう十分な措置を講ずるとともに、為替相場の影響を受けない仕組みとすること。
- (3) 全ての指定都市が特定移行支援システムを抱えている状況を踏まえ、制度改正等を実施する場合には、特定移行支援システムにも十分配慮すること。

### 【要請の背景】

- (1) 指定都市では、効率的に住民サービスを提供するため、標準化対象外の事務を含めたシステムを導入していることが珍しくなく、標準準拠システムへの移行により標準化対象外の事務の対応などに多大な人的・財政的負担が生じている。国は、改めて主導的な役割を発揮し、全ての地方自治体がシステム標準化の意義を達成できるよう、十分に支援すべきである。
- (2) 特定移行支援システムを含む全てのシステムが標準準拠システムへ移行完了するまでに必要となる経費はもとより、移行に伴い一体的に再構築が必要となる標準化対象外のシステムに係る経費も標準化対応に必要な経費であるため、全額国費により措置すべきである。また、ガバメントクラウド利用料等の運用経費については、大口割引や長期継続割引の適用等が行われてもなお、現行のサーバ等の運用経費を上回ることや為替リスクが懸念されるため、地方自治体の意見を丁寧に聞きながら、為替相場の影響を受けず、恒常的に運用経費を軽減できる仕組みを導入すべきである。
- (3) 標準準拠システムの利用を前提に制度改正等が実施された場合、特定移行支援システムを抱える地方自治体は対応が困難となり、市民サービスに影響が出る可能性があるため、特定移行支援システムの対応も想定して、十分な改修期間を確保するなど、特定移行支援システムを抱える地方自治体に配慮する必要がある。

#### 国が進める地方自治体のシステム標準化の取組概要

原則、令和7年度末までに  
標準準拠システムへの移行を目指す

- ・ 情報システムを個別に開発することによる人的・財政的負担を軽減
- ・ 地域の実情に即した住民サービスの向上
- ・ 新たなサービスの迅速な展開を可能とする

令和8年度以降も  
引き続き課題が山積・・・

#### (1) システム標準化の意義の達成

- ・ 移行により標準化対象外の事務の対応などに多大な人的・財政的負担が発生

##### 要望

- ✓ システム標準化の意義に立ち返り、国が改めて主導的な役割を果たすこと

#### (2) 財政措置の拡充

- ・ 移行経費、一体的に対応が必要となる事業に係る経費の財源確保
- ・ 運用経費の増加懸念

##### 要望

- ✓ 移行経費全額に対して国費措置すること
- ✓ 運用経費にも十分な措置を講ずるとともに、為替相場の影響を受けない仕組みとすること

#### (3) 特定移行支援システムへの配慮

- ・ 標準準拠システムの利用を前提に制度改正等が実施された場合の市民サービスへの影響

##### 要望

- ✓ 特定移行支援システムにも十分配慮すること

## 10 下水道事業における国土強靱化のための財源の確保

国民の安全で安心な暮らしを守るため、下水道事業における浸水対策、地震対策、老朽化対策などの国土強靱化に係る費用について、資材費や人件費高騰の影響を適切に反映し、国土強靱化を踏まえた下水道事業全体の予算枠の拡大など事業実施に必要な財源を安定的・継続的に確保すること。

### 【要請の背景】

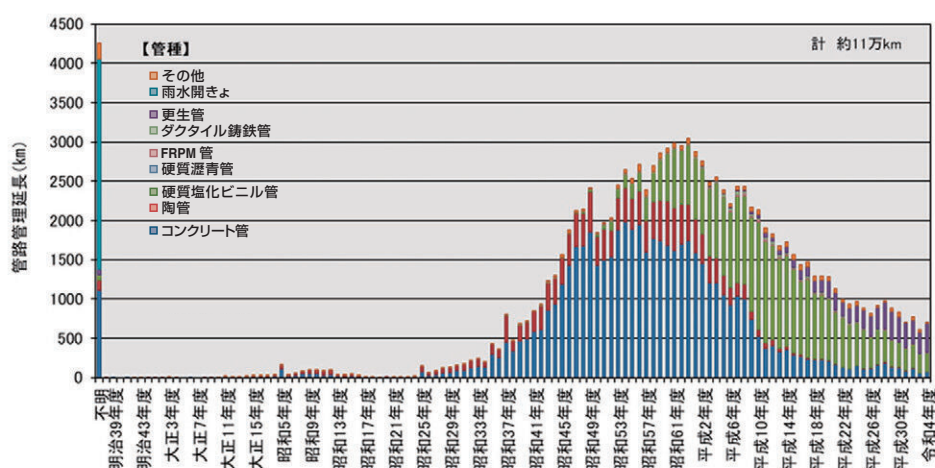
令和6年7月の梅雨前線停滞に伴う東北地方日本海側を中心とした大雨など、激甚化・頻発化する自然災害により各地で甚大な浸水被害が発生しているほか、令和6年1月の能登半島地震では、下水道施設が被災し、住民生活や社会経済活動に多大な影響が出ている。

また、高度成長期以降に集中的に整備した下水道施設の老朽化が各都市において進行しており、令和7年1月に埼玉県八潮市で起きた下水道管破損に起因すると考えられる道路陥没事故では、人命が失われるとともに、約120万人に下水道の使用自粛を呼びかけるなど、大きな被害や混乱が発生した。

下水道は、国民の安全・安心な暮らしに欠かすことのできない重要なライフラインであり、特に、人口や経済が集中する指定都市での防災対策や老朽化対策の遅れに起因する事故が発生した際に及ぼす住民生活や社会経済活動への影響は、国全体に波及する恐れがある。

このことを踏まえ、下水道事業における浸水対策、地震対策、老朽化対策などの国土強靱化に係る費用について、適切な国費負担が得られない場合、多大なストックを抱える指定都市では、これらの対策が十分に進められないことから、国民の安全・安心な暮らしを守る観点と下水道の公共的役割・社会的影響の大きさに鑑み、国の責務として資材費や人件費高騰の影響を適切に反映し、国土強靱化を踏まえた下水道事業全体の予算枠の拡大など事業実施に必要な財源を安定的・継続的に確保する必要がある。

図：管路施設の年度別管理延長(令和4年度末現在)



出典：国土技術政策総合研究所ホームページより

写真：道路陥没の事例



出典：埼玉県



## 11 地域公共交通の確保維持改善に係る財政措置の拡大

- (1) 地域公共交通を支えるバス路線の運行維持のために、指定都市内のフィーダー系統にも国の支援が行き渡るよう補助対象を拡大するとともに算定基準の見直しを行うこと。
- (2) バス運転者確保に向けた取組に関する国の支援を継続、拡大し、地方自治体等が行う支援に対して特別交付税措置を講ずること。
- (3) バス事業者の経営改善や業務の省人化に向けた取組に対し財政的支援を講ずるとともに、バス路線運行維持に要する経費に係る特別交付税措置を拡大すること。

### 【要請の背景】

- (1) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金における地域内フィーダー系統補助金（以下、「フィーダー補助」という。）は、原則、補助対象地域間幹線系統に接続する指定都市内のフィーダー系統が補助対象外だが、地域公共交通利便増進実施計画の有無に関わらず、指定都市内系統も補助の対象とすべきである。また、指定都市においては、補助上限額は交通不便地域の人口を基に算定され、補助対象となるカバー圏域と乖離があることから、他の市町村と同様、実際に活用される圏域に応じた対象人口に基づく算定への是正を求める。さらに、フィーダー補助の補助対象経常費用の算定で用いられる、「地域区分ごとに設定される標準経常費用」はバス事業者の実際の経常費用に比べ著しく安価で実際の経費と乖離があることから、標準経常費用を見直すべきである。
- (2) 指定都市のバス事業者は国の補助制度を活用しながらバス運転者の待遇改善や新規採用にこれまで以上に重点的に取り組んでいるが、今後一層、運転者不足による減便・路線廃止が想定されている。ついては、バス事業者が実施する運転者確保に向けた取組に関する国の支援を継続・拡充することに加え、地方自治体等が実施する運転者確保に向けた取組に係る経費を特別交付税の算定項目に含めるべきである。
- (3) バス事業者の経営状況は厳しく、経営改善や業務の省人化に資するICTや交通DXの活用、また自動運転バスをはじめとした先端技術を導入することに対する財政的支援を一層講ずる必要がある。加えてバス路線の運行維持に要する経費に係る特別交付税は、財政力指数により交付額が一定の率で控除されることから、指定都市の財政負担が大きい。そこで、控除の廃止を求めるとともに、措置率及び措置対象の拡大を行うべきである。

#### バス事業を取り巻く主な課題

- ・ 人件費・燃料費等の高騰による運行経費の増大
- ・ 運転者不足の深刻化
- ・ 指定都市内系統に対する国の支援制度が限定的であるなかでの、地方自治体独自の財政支援の負担

#### 必要な取組

国や地方自治体による持続的な財政支援の実施

#### 国に求める支援

- ・ フィーダー補助の対象及び算定基準を見直すこと
- ・ バス運転者確保や省人化・経営改善に向けた取組に関する国の支援を継続・拡充すること
- ・ 特別交付税による措置を拡大すること

**バス路線の安定的な  
運行の実現**

